

茨城県サッカー協会第4種委員会 ユニフォーム等に関する取扱いについて

第1項 競技者のアンダーウェアについて

(1) アンダーシャツの着用は、ユニフォームの袖の主たる色と同色を基本とするが、チーム内で同色のアンダーシャツであれば、ユニフォームと異色であっても着用を認める。

アンダーショーツも同様の考え方とする。尚、チーム内に、着用している競技者と着用していない競技者がいても構わない。

(2) アンダーシャツを着用する場合、丸首・Vネック等の形状は特に規定されているものではないため、形状が異なるアンダーシャツを着用している競技者が混在していても構わない。いずれもチーム内で同色のものであればよい。

(3) アンダーウェアの販売メーカーが異なる場合でも着用を認める。いずれもチーム内同色のものであればよい。また、アンダーウェアが相手チームのユニフォームの色彩と類似している場合、別の色のアンダーウェアに変更することが望ましいが、その対応が難しい場合、相手チーム同意のもと、色彩が類似しているアンダーウェアの着用を認める。

第2項 ゴールキーパーのユニフォームに関して

(1) メンバー表に記載されているゴールキーパーがフィールドプレーヤーとして試合に出場する場合、メンバー表に記載されているその競技者のフィールドプレーヤーとしての番号のユニフォームを着用すること。

(2) フィールドプレーヤーがゴールキーパーとして試合に出場する場合、フィールドプレーヤーの副ユニフォームの着用を認める。その際の着用は上衣のみで良い。また、相手チームのユニフォームと色彩が類似する可能性があるため、試合前のマッチミーティングにおいて、予め打合せしておく。副ユニフォームも相手チームのユニフォームと調整ができない場合は、ゴールキーパーが着用していたユニフォームを上衣のみフィールドプレーヤーが着用することを認める。尚、前述の対応がすべて困難な場合のみ、最終的な手段としてビブスの着用を考慮する。

(3) ゴールキーパーのユニフォームについて、試合当日にゴールキーパーが欠場する場合であっても、必ずゴールキーパーのユニフォームは試合会場へ持参すること。また、ゴールキーパーは試合開始時には必ずゴールキーパーのユニフォームを着用すること。

第3項 ユニフォームの張り番号の取扱いについて

(1) 「ユニフォームには番号が明確に表示されていなければいけない」

よって、競技者が着用するユニフォームの番号を張り番号にすると、複数名が張り番号の場合は、チーム内統一でユニフォームと同じ色の生地と同様の書体の番号を張り付け、生地の4辺から手指等が入らないように安全に縫いつけられたものが望ましい。尚、張り番号が1名の場合は、生地の4辺が安全に縫いつけられていれば、生地の色や番号の書体は問わない。

2023.03.11 作成

2024.02.24 改定 ※第2項 (1) (2) (3)